

とよはし公共建築学生チャレンジコンペティション

建築計画検討ワーキング会議 設置要綱

(設置)

第1条 とよはし公共建築学生チャレンジコンペティション実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、「建築計画検討ワーキング会議(以下「ワーキング会議」という。)」を設置する。

(ワーキング会議の役割)

第2条 ワーキング会議は、実施要綱に基づく次の役割を担う。

- (1) 学生コンペにより選考された学生の内、市長が委嘱した3者程度(以下「建築計画提案者」という。)に、公共施設整備事業の企画、設計段階に参加する機会を提供する。
- (2) 建築計画提案者に対する必要な支援等を行う。

(ワーキング会議の構成)

第3条 ワーキング会議は次の者により構成する。

- (1) 建築計画提案者
- (2) アドバイザー 実施要綱に基づき設置する「アドバイザー」。
- (3) 設計者 実施要綱に規定する施設整備事業(以下「施設整備事業」という。)において、市が設計業務を委託する者。
- (4) 建設部建築課

(建築計画提案者の役割等)

第4条 建築計画提案者は、ワーキング会議への参加を通し、学生コンペにおける自らの提案を具体化した建築計画案(以下「建築計画案」という。)を作成し、市に提示する。

- 2 建築計画提案者による建築計画案の作成期間は2か月程度(令和4年10月末頃まで)とする。
- 3 建築計画提案者は、建築計画案の作成段階において必要な助言、技術指導をアドバイザーから受けることができる。
- 4 建築計画提案者のワーキング会議への参加、建築計画案の作成にかかる経費は、建築計画提案者の自己負担とする。

(ワーキング会議の開催等)

第5条 市は、建築計画提案者による建築計画案の具体化に際し次の会議等を開催する。

- (1) 建築計画案の作成に係る進捗状況及び最終案の確認等のための全体会議を3回程度開催する。
- (2) 建築計画案の具体化に必要な詳細な条件、要望等を把握するため、施設整備事業の関係者との意見交換会等を2回程度開催する。

(3) その他、建築計画案の作成に必要な作業は、建築計画提案者の自主活動とする。

2 ワーキング会議における建築計画提案者の活動は、建築計画提案者の負担を考慮するとともに、学業等に支障とならない範囲での活動とする。

(建築計画案の活用及び建築計画提案者の設計段階業務への関与等)

第6条 市は、建築計画提案者が作成した建築計画案について、施設整備事業に有効かつ実現性の高い最も効果的な1案を、施設整備事業の設計において活用する。

2 市は、前項に規定する建築計画案を施設整備事業の設計方針として採用する場合、採用案を作成した建築計画提案者1者に設計段階業務に関与する機会を提供する。この場合において、建築計画提案者の設計業務への関与の範囲、その他必要な事項は、当該建築計画提案者及び設計者並びに市との協議により定める。

3 市は建築計画提案者の氏名、在籍校名のほか、ワーキング会議の過程及び成果等を公表する。

(著作権等)

第7条 建築計画提案者が作成した、建築計画案に関し、著作権を始め各種知的財産に関する権利(以下「著作権等」という。)が発生する場合については、当該提案者にそれらの権利が帰属するものとする。

2 建築計画提案者が作成した建築計画案の全部又は一部を、施設整備の施設方針として活用した場合の設計成果物に関し、著作権等が発生する場合については、それらの権利は、当該提案者及び設計者の共有とする。

3 建築計画提案者及び設計者は、前2項の規定により発生した著作権等について、市に対し、権利行使しないものとする。

(守秘義務)

第8条 ワーキング会議を構成する者は、ワーキング会議への参加等を通し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を終えた後も同様とする。

(庶務)

第9条 ワーキング会議の庶務は、建設部建築課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング会議の実施等に関し必要な事項は別途市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。